

令和7年第7回太子町議会定例会（第518回町議会）会議録（第1日）

令和7年11月28日

午前10時開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 議案第81号 令和7年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第5号）
- 6 議案第82号 令和7年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 7 議案第83号 令和7年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 8 議案第84号 令和7年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 9 議案第85号 令和7年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）
- 10 議案第86号 令和7年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）
- 11 議案第87号 令和7年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 12 議案第88号 工事請負変更契約の締結について（太子町総合公園陸上競技場4種公認更新工事（その1））
- 13 議案第89号 児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 議案第81号 令和7年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第5号）
- 6 議案第82号 令和7年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 7 議案第83号 令和7年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 8 議案第84号 令和7年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 9 議案第85号 令和7年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）
- 10 議案第86号 令和7年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）
- 11 議案第87号 令和7年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 12 議案第88号 工事請負変更契約の締結について（太子町総合公園陸上競技場4種公認更新工事（その1））
- 13 議案第89号 児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

会議に出席した議員

1 番	吉 田 智 子	2 番	山 本 順 久
3 番	玉 田 晶 久	4 番	桑 名 幸 夫
5 番	松 浦 崇 志	6 番	出 原 賢 治
7 番	森 田 哲 夫	8 番	玉 田 正 典
9 番	中 薮 清 志	10 番	藤 澤 元之介
13 番	中 島 貞 次	14 番	堀 卓 史

15番 首藤佳隆

会議に欠席した議員

11番 清原良典

会議に出席した事務局職員

局長 田中秀彦 書記 蛭井のり子
書記 西村和佳奈

説明のため出席した者の職氏名

町長 沖汐守彦 副町長 榮藤雅雄
教育長 糸井香代子 総務部長 森文彰
生活福祉部長 藏屋一彦 経済建設部長 富岡泰造
教育次長 福井照子 財政課長 池田誠
監査委員 朝生有恒

議長挨拶

○議長（首藤佳隆） 皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして一言御挨拶を申し上げます。

師走を目前にして何かと御多忙の中、議員各位には極めて御健勝にて御参集を賜り、本日ここに令和7年第7回太子町議会定例会（第518回町議会）が開会できますことは、町政伸展のため、誠に御同慶に堪えません。

さて、今期定例会は予算案件をはじめ、契約案件、条例改正など、いずれも重要な案件を御審議いただくことになっております。議員各位におかれましては慌ただしい年末を控え殊のほか御多用のことと存じますが、格別の御精励を賜り、慎重に御審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げます、誠に簡単措辞ではございますが開会の挨拶といたします。

町長。

~~~~~

町長挨拶

○町長（沖汐守彦） 令和7年第7回太子町議会定例会（第518回町議会）が開会されるに当たりまして一言挨拶を申し上げます。

令和7年も残すところあと一カ月余りとなり、慌ただしい時節を迎えようとしております。議員各位におかれましては、公私ともに御多用のところ、御健勝にて本会議に御出席いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。また、平素は町行政の進展に御理解、御協力を賜っておりますこと、重ねてお礼を申し上げます。

さて、今期例会におきましては補正予算案件7件、契約案件1件、条例案件1件、また後日追加で提出させていただく予定の補正予算案件6件、条例案件2件の合わせて17件の議事につきまして御審議をお願いするものであります。提出させていただきました各案件の内容につきましては後ほど説明させていただきますが、何とぞ慎重なる御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げ、誠に簡単ではありますが、定例町議会の開会に当たっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

~~~~~

（開会 午前10時03分）

○議長（首藤佳隆） 議事に先立ち御報告します。

清原議員より、体調不良のため本日の会議を欠席される旨の届けがありましたので報告しま

す。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので、ただいまから令和7年第7回太子町議会定例会（第518回町議会）を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（首藤佳隆） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、出原賢治議員、森田哲夫議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（首藤佳隆） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月19日までの22日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月19日までの22日間に決定しました。

~~~~~

### 日程第3 諸般の報告

○議長（首藤佳隆） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案等9件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第199条の規定に基づき定期監査結果報告書、地方自治法第235条の2の規定に基づき令和7年度8月分及び9月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、組合議会議員等から組合議会等の報告書が提出されましたが、既に配付済みですので御了承願います。

次に、令和7年第6回定例会において議決された議員派遣について、派遣された議員から報告書が提出されましたが、既に配付済みですので御了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、説明のため本定例会に出席を求めました者の職・氏名はお手元に配っております一覧表のとおりです。このうち朝生有恒監査委員には本日のみ、肥塚馨こどもえがお課長には定例会3日目の会議のみ出席要求をいたしておりますので御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

暫時休憩します。

（休憩 午前10時06分）

（再開 午前10時12分）

○議長（首藤佳隆） 再開します。

~~~~~

日程第4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（首藤佳隆） 日程第4、広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

広報広聴委員会から、9月24日、10月3日、10月9日の委員会開催分の所管事務調査報告書が提出されましたが、既に配付済みですので御了承願います。

お諮りします。

本日の日程第5、議案第81号から日程第13、議案第89号までは本日は提案説明のみにとどめ、質疑は第3日目以降に行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

#### 日程第5 議案第81号 令和7年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第5号）

○議長（首藤佳隆） 日程第5、議案第81号令和7年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第81号令和7年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第5号）について説明を申し上げます。

今回の補正は、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ8,771万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を167億741万7,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、国庫支出金、県支出金、寄附金、諸収入、町債の追加と繰入金の減額であります。

次に、歳出予算につきましては、議会費、民生費、衛生費、農林水産業費、土木費、消防費、教育費の追加と総務費、公債費の減額であります。なお、繰越明許費として翌年度に繰り越して使用できる経費を2事業設定しております。また、地方債の補正としまして土木管理事業、消防防災設備整備事業の限度額を変更しております。

詳細につきましては総務部長が説明を申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 総務部長。

○総務部長（森 文彰） それでは、議案第81号令和7年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第5号）につきまして詳細説明を申し上げます。

まず、人件費の補正についてでございますけれども、時間外勤務手当の増額のほか、人事評価結果に応じた勤勉手当及び昇給への反映などの結果、総額は82万2,000円の増額となっております。なお、人件費に係る科目ごとの説明は省略させていただきます。

それでは、歳出から御説明いたします。

16ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節12委託料44万円の追加は、国の子ども・子育て支援金の新設に対応するため、人事給与システムを改修するものでございます。

目6庁舎管理費、節10需用費40万円の追加は、防災機器室の空調設備や議会棟女子トイレなどの修繕をするものでございます。

目7企画費、節12委託料25万8,000円の減額は、ふるさと納税の件数等を集計するための費用が不要になったため、減額するものでございます。

目 8 電子計算機費、節10需用費32万8,000円の減額は、トナー等の消耗品の購入を見送ったことによるもので、節12委託料149万4,000円の減額は、システム保守内容を見直したことなどによるものでございます。また、節13使用料及び賃借料65万6,000円の減額は、ガバメントクラウドへの接続開始が令和7年7月からとなったため、不用額を減額するものでございます。節17備品購入費719万5,000円の減額は、電子計算機費の更新に係る契約残額等でございます。

項 2 徴税费、目 2 賦課徴収費、節12委託料のうち確定申告受付業務委託料73万7,000円の追加は、令和7年分確定申告受付において、より効率のよい申告受付を図るために業務の一部を委託するものでございます。また、町民税給報パンチ委託料189万2,000円の減額、給報OCRシステム取込サポート委託料11万円の追加、節13使用料及び賃借料44万円の追加、18ページの節17備品購入費1万1,000円の追加は、住民税課税の課税指標の1つであります給与支払報告書のデータ化を業者によるパンチ委託からAI-OCRによる読み取り方法に見直すものでございます。

項 3 戸籍住民基本台帳費、目 1 戸籍住民基本台帳費、節12委託料202万9,000円の減額、節13使用料及び賃借料63万円の減額は、システム導入に係る契約残額等でございます。

項 5 統計調査費、目 2 指定統計調査費、節10需用費5,000円の追加は、統計調査に係る補助金の交付決定により消耗品費を補正するものでございます。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費、節12委託料149万1,000円の追加及び節18負担金、補助及び交付金286万円の追加は、社会福祉協議会への委託事業に係る消費税相当額を負担するもので、節27繰出金510万6,000円の追加は、国民健康保険特別会計における補正に伴うものでございます。

目 2 老人福祉費、節18負担金、補助及び交付金9万円の追加は、補助対象者が生じたため補正するもので、節27繰出金、目 4 後期高齢者医療費、節27繰出金は、介護保険及び後期高齢者医療の各特別会計における補正に伴うものでございます。

目 5 障害者福祉費、20ページにかけての節22償還金、利子及び割引料44万4,000円の追加は、前年度事業費の精算による返還金であり、他の各科目における返還金も同様でございます。

目 6 障害者医療費、節19扶助費110万円の追加は、1人当たりの医療費の増加によるものでございます。

目 7 国民年金費、節12委託料104万5,000円の追加は、令和7年度税制改正に対応するため、国民年金システムを改修するものでございます。

項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費、節19扶助費49万6,000円の追加は、事業利用者の増加によるものでございます。

目 3 保育所運営費、節18負担金、補助及び交付金136万2,000円の減額は、単価改正による不用額を補正するものでございます。

目 8 障害児福祉費、節17備品購入費4万7,000円の追加は、指定寄附金を活用し発達検査用具を購入するものでございます。

22ページをお願いいたします。

目 9 放課後児童健全育成事業費、節 8 旅費1万6,000円の追加は、年度途中で採用した会計年度任用職員の通勤手当でございます。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費、節27繰出金1万7,000円の追加は、水道事業会計における人件費の補正に伴うものでございます。

目 2 予防費、節 7 報償費27万6,000円の減額は、事業執行による不用額を減額するものでございます。

目 3 母子衛生費、節10需用費3万2,000円の追加、節17備品購入費3万1,000円の追加は、指定

寄附金を活用し健診用にマットやLED照明器具を購入するものでございます。

目6公共墓園費、節27繰出金は、墓園事業特別会計における補正に伴うものでございます。

款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節18負担金、補助及び交付金11万6,000円の追加は、農地中間管理機構から未整備の農地を借り受けた農業法人や個人を支援するものであり、全て県の補助金が財源となっております。

款8土木費、24ページをお願いします。

項1土木管理費、目1土木総務費、節18負担金、補助及び交付金230万円の追加は、県事業である丹生山地区急傾斜地崩壊対策事業の精査によりまして事業費が増額となったため、負担金を補正するものでございます。

項2道路橋りょう費、目1道路橋りょう総務費、節12委託料800万円の追加は、目2道路維持費で活用予定でありました国庫補助金を財源更正し、中道跨線橋修繕工事を前倒しで行うものでございます。

項4都市計画費、目2下水道事業費、節27繰出金1,000円の減額は、下水道事業会計におけます人件費の補正に伴うものでございます。

款9消防費、項1消防費、目3消防施設費、各節合計65万2,000円の追加は、公益財団法人日本消防協会実施の消防軽バン型車両交付事業に当選したため、車両納入に係る諸経費を計上しております。

26ページをお願いいたします。

目4災害対策費、節17備品購入費のうち防災行政無線用機器購入費6,060万4,000円の追加は、令和元年に導入した機器更新に合わせまして伝達体制の強化を目的にSNSと連携するなど機能強化を図るものでございます。また、新型J-ALERT受信機購入費438万5,000円の追加は、国の通知に基づき旧型受信機を更新するもので、これらは緊急防災・減災事業債の活用を予定しております。

款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費、節12委託料330万円の追加は、自治体情報システム標準化の一環といたしまして就学援助システムを導入するものでございます。

目3教育振興費、節19扶助費2万8,000円の追加は、対象者の増加により補正するものでございます。

項2小学校費、目1学校管理費、節10需用費のうち光熱水費153万5,000円の追加は、決算見込みによる不足額を計上しており、他の各科目における光熱水費も同様のものでございます。また、修繕料37万5,000円の追加は、消防設備点検の結果によります不良箇所を改善するもので、節12委託料431万6,000円の減額は、入札による契約残額でございます。

目2教育振興費、節12委託料4万2,000円の追加及び節13使用料及び賃借料139万2,000円の追加は、5年前に導入いたしました学習用端末に係る保守料やフィルタリングサービスの期限が満了するため、延長するものでございます。

項3中学校費、目1学校管理費、節10需用費27万円の追加は、小学校費と同様消防設備を修理するもので、目2教育振興費につきましても小学校費と同様でございます。

項4幼稚園費、目1幼稚園管理費、28ページをお願いいたします。

節17備品購入費50万6,000円の減額は、入札等による契約残額でございます。

目2教育振興費、節17備品購入費8万8,000円の追加は、指定寄附金を活用し跳び箱を購入するものでございます。

項5社会教育費、目1社会教育総務費、節12委託料762万4,000円の減額は、契約残額を減額するものでございます。

目3 青少年教育費は、県補助金の交付決定に伴い財源更正をするものでございます。

目6 図書館費、節17備品購入費10万円の追加は、指定寄附金を活用し図書を購入するものでございます。

項6 保健体育費、目3 総合公園管理費、節10需用費のうち修繕料30万円の追加は、漏水対応等で予算を執行したために今後の突発的な修繕に備えて補正するものでございます。

目4 給食センター費、節10需用費196万5,000円の追加は、給食用精米の価格高騰により補正するものでございます。

款12公債費、項1 公債費、目1 元金79万5,000円の減額及び目2 利子255万1,000円の減額は、利率見直し方式により発行した地方債の利率変更などに伴うものでございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

12ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 民生費国庫負担金は、過年度精算に伴う補正でございます。

項2 国庫補助金から項3 委託金までの各項目の補正につきましては、歳出予算の各費目で説明申し上げました事業費補正等に伴うものでございます。このうち目2 民生費国庫補助金の多様な事業者の参入促進・能力活用事業補助金78万3,000円は、対象児童の受入れに伴うものであり、補助率は3分の1でございます。

款16県支出金、項1 県負担金、目2 民生費負担金は、過年度精算に伴う補正でございます。

項2 県補助金から項3 委託金までの各項目の補正につきましては、歳出科目の各費目で説明申し上げました事業費補正や交付決定等に伴うものでございます。このうち目2 民生費県補助金、節2 児童福祉費補助金の多様な事業者の参入促進・能力活用事業補助金78万3,000円は、国庫補助金と同様であり、補助率は3分の1でございます。

14ページをお願いいたします。

款18寄附金、項1 寄附金、目2 衛生費寄附金78万7,000円の追加及び目3 教育費寄附金10万円の追加は、健康増進事業や図書の充実に対する法人からの寄附金でございます。

款19繰入金、項1 基金繰入金、目1 財政調整基金繰入金799万5,000円の減額は、今回の補正予算における財源調整でございます。

目5 ふるさと応援基金繰入金76万4,000円の減額は、ふるさと応援寄附金の充当事業の補正によるものでございます。

款21諸収入、項3 雑入、目2 雑入、節3 衛生費雑入は、派遣職員の人件費補正に伴うもので、節8 教育費雑入は、陸上競技場の公認更新工事に伴いまして施工業者が使用いたします上下水道使用料について追加するものでございます。

款22町債、項1 町債、目4 土木債180万円の追加は、歳出予算で説明申し上げました急傾斜地崩壊対策事業の負担金追加によるもので、目5 消防費6,490万円の追加は、防災行政無線用機器購入費及び新型J-A-L-E-R-Tの受信機購入に係るものでございます。

最後に6ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費は、更新機器の納入に時間を要するため、防災行政無線機器更新事業及び新型J-A-L-E-R-T受信機等設置事業の2事業を設定しております。

第3表の地方債補正は、土木債及び消防債の補正に合わせて限度額を変更するものでございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

日程第6 議案第82号 令和7年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（首藤佳隆） 日程第6、議案第82号令和7年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第82号令和7年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費の補正と事業執行に伴う関係経費の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ78万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を32億8,110万3,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、国庫支出金の追加と繰入金の減額であります。

歳出予算につきましては、総務費、人件費等の追加と令和6年度保険者努力支援交付金の実績精算による償還金の追加を行う補正であります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明を申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（藏屋一彦） 議案第82号令和7年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして詳細を説明申し上げます。

それでは、歳出から御説明いたします。

12ページをお願いします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、職員人件費の補正といたしまして総額5万2,000円を追加しております。また、国民健康保険のシステム標準化に伴う帳票の印刷製本費53万2,000円を追加しております。

款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金につきましては、令和6年度保険者努力支援交付金の実績精算による償還金20万3,000円を追加しております。

次に、歳入につきまして御説明いたします。

10ページをお願いいたします。

款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、節3職員給与費等繰入金におきまして歳出予算一般管理費の職員人件費、印刷製本費を58万4,000円追加したことにより同額を追加しております。節6財政安定化支援事業繰入金におきましては、令和7年度普通地方交付税の交付額の確定により452万2,000円を追加しております。

項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出予算の財源調整として1,515万4,000円を減額しております。

款8国庫支出金、項2国庫補助金、目1子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、令和8年度からの子ども・子育て支援金制度の開始に伴うシステム改修に係る費用の交付決定がございましたので、1,083万5,000円を新たに計上しております。

以上で議案第82号令和7年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましての詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

日程第7 議案第83号 令和7年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（首藤佳隆） 日程第7、議案第83号令和7年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第83号令和7年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費の補正と事業執行に伴う関係経費の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ1,979万円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億927万3,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金の追加であります。

歳出予算につきましては、総務費、保険給付費、地域支援事業費の追加と基金積立金の減額であります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明を申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（藏屋一彦） 議案第83号令和7年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして詳細を御説明申し上げます。

職員人件費につきましては、特別会計総額で49万9,000円を追加し、個々の説明につきましては省略させていただきます。

それでは、歳出から御説明いたします。

12ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節12委託料につきましては、令和8年度分の介護報酬改定等に対応するため、システム改修委託料236万5,000円を追加しております。

款2保険給付費、項2介護予防サービス等諸費につきましては、これまでの実績を昨年度と比較しサービス利用者が当初より上回ると見込まれますことから、目1介護予防サービス給付費に1,913万1,000円、目3介護予防福祉用具購入費に128万7,000円、目4介護予防住宅改修費に320万円をそれぞれ追加しております。

14ページをお願いいたします。

款4基金積立金につきましては、歳入歳出の財源調整によるもので669万2,000円を減額しております。

次に、歳入につきまして御説明いたします。

10ページをお願いいたします。

款4国庫支出金、項2国庫補助金、目6介護保険事業補助金につきましては、歳出で申しあげました介護保険システム改修費用に係る補助金で、その他の款4国庫支出金につきましては、さきに申しあげました職員人件費及び歳出で申しあげました款2保険給付費の追加等に伴う補正でございます。

款5支払基金交付金、款6県支出金及び款8繰入金も、同様に給付費等の追加に伴う歳入の補正となっております。

以上で議案第83号令和7年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましての詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第8 議案第84号 令和7年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（首藤佳隆） 日程第8、議案第84号令和7年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第84号令和7年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費の補正と事業執行に伴う関係経費の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額からそれぞれ418万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を6億4,638万2,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、国庫支出金の追加と繰入金の減額であります。

歳出予算につきましては、総務費、保険事業費の追加と後期高齢者医療広域連合納付金の減額であります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（藏屋一彦） 議案第84号令和7年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして詳細を説明申し上げます。

歳出から御説明いたします。

12ページをお願いします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、職員人件費の補正といたしまして総額18万9,000円を追加しております。

款2後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、兵庫県後期高齢者医療広域連合分賦金が令和6年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計決算におきまして決算剰余金が発生し令和7年度へ繰り越しましたので、市町負担金の納付に関する要綱第6条の規定により令和7年度市町共通経費負担金と相殺いたしましたので297万6,000円減額しております。また、保険基盤安定繰入金納付金につきましては、令和7年度の保険基盤安定負担金が確定いたしましたので161万5,000円減額しております。

款3保健事業費につきましては、令和6年度高齢者保健事業の実績精算による償還金22万円を追加しております。

続きまして、歳入について御説明いたします。

10ページをお願いいたします。

款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金の事務費繰入金につきましては、歳入歳出の財源調整を行うため773万7,000円を減額し、また保険基盤安定繰入金につきましては、令和7年度の保険基盤安定負担金の確定により161万5,000円を減額しております。

款7国庫支出金、項2国庫補助金、目1子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、令和8年度からの子ども・子育て支援金制度の開始に伴うシステム改修に係る費用につきまして交付決定がありましたことから517万円を新たに計上しております。

以上で議案第84号令和7年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につき

ましての詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第9 議案第85号 令和7年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（首藤佳隆） 日程第9、議案第85号令和7年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第85号令和7年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ143万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,352万4,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、使用料及び手数料、繰越金の追加と繰入金の減額であります。

歳出予算につきましては、墓園事業の事業費の追加であります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（藏屋一彦） 議案第85号令和7年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）につきまして詳細を説明申し上げます。

それでは、歳出から御説明いたします。

12ページをお願いいたします。

款1 墓園事業費、項1 墓園事業費、目1 一般管理費につきましては、墓所の返還基数が当初見込みより多いため、墓所返還還付金を143万9,000円追加しております。

続きまして、歳入につきまして御説明いたします。

10ページをお願いいたします。

款1 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 墓園使用料につきましては、応募基数が当初見込みより多いため、墓園使用料を185万2,000円追加しております。

それに伴いまして、款3 繰入金、項1 繰入金、目1 他会計繰入金につきましては、一般会計からの繰入金を41万3,000円減額しております。

また、款4 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金につきましては、令和6年度決算による繰越金の額の確定により13万9,000円を追加し、これに伴い款3 繰入金、項1 繰入金、目2 基金繰入金を13万9,000円減額しております。

以上で議案第85号令和7年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）につきましての詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第10 議案第86号 令和7年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（首藤佳隆） 日程第10、議案第86号令和7年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第86号令和7年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費の補正であります。

まず、第2条におきまして、収益的収入の款1事業収益に1万7,000円を追加し、総額を6億4,690万6,000円としております。また、収益的支出の款1事業費用に76万2,000円を追加し、総額を5億6,549万7,000円としております。

次に、第3条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費の総額を7,639万6,000円に改めております。

最後に、第4条は、他会計からの補助金の額を855万1,000円に改めております。

詳細につきましては経済建設部長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 議案第86号令和7年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）について詳細説明を申し上げます。

4ページを御覧ください。

収益的収入の目補助金につきまして、制度上一般会計の負担とされている職員人件費の基礎年金拠出金の相当額を1万7,000円追加しております。

収益的支出の目原浄水費37万1,000円の追加につきましては、給料、手当、法定福利費をそれぞれ追加しております。給水費15万9,000円の追加につきましては、給料、手当、法定福利費をそれぞれ追加しております。総係費23万2,000円の追加につきましては、手当、法定福利費、退職手当組合負担金をそれぞれ追加しております。

以上で議案第86号令和7年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）の詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第11 議案第87号 令和7年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（首藤佳隆） 日程第11、議案第87号令和7年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第87号令和7年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費の補正であります。

まず、第2条におきまして、収益的収入の款1下水道事業収益から1,000円を減額し、総額を14億1,920万3,000円としております。また、収益的支出の款1下水道事業費用に71万2,000円を追加し、総額を13億33万4,000円としております。

次に、第3条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費の総額を3,542万8,000円に改めております。

詳細につきましては経済建設部長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 議案第87号令和7年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第

2号)について詳細説明を申し上げます。

4ページを御覧ください。

収益的収入の目他会計負担金におきまして、制度上一般会計の負担とされている職員人件費の基礎年金拠出金の相当額を1,000円減額しております。

収益的支出の目管渠費73万4,000円の追加につきましては、給料、手当、法定福利費をそれぞれ追加しております。総係費2万2,000円の減額につきましては、手当、法定福利費を減額し、退職手当組合負担金を追加しております。

以上で議案第87号令和7年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算(第2号)の詳細説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(首藤佳隆) 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第12 議案第88号 工事請負変更契約の締結について(太子町総合公園陸上競技場4種公認更新工事(その1))

○議長(首藤佳隆) 日程第12、議案第88号工事請負変更契約の締結について(太子町総合公園陸上競技場4種公認更新工事(その1))を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(沖汐守彦) 議案第88号工事請負変更契約の締結について(太子町総合公園陸上競技場4種公認更新工事(その1))について説明を申し上げます。

本案件につきましては、令和7年8月の臨時議会におきまして議決いただきました太子町総合公園陸上競技場4種公認更新工事(その1)請負契約について変更が生じたため、変更契約の議決を求めるものでございます。

契約額は、変更前の契約額1億8,293万円に3,548万500円を追加し、2億1,841万500円とするものでございます。

詳細につきましては教育次長より説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長(首藤佳隆) 教育次長。

○教育次長(福井照子) 議案第88号工事請負変更契約の締結について(太子町総合公園陸上競技場4種公認更新工事(その1))につきまして詳細説明を申し上げます。

本件につきましては、令和8年3月25日の完成を目指し工事を行う中で補修工法等を変更する必要が生じたものでございます。

主な変更内容は2点でございます。

1点目としまして、トラック走路の南北の半月円につきましては、補修設計段階より全天候舗装の摩耗及び経年劣化による弾力性の衰退等が見られたことから公益財団法人日本陸上競技連盟と補修工法について協議を行ってまいりました。その結果、同連盟からの見解を受けましてトップコートによる補修工法を採用いたしました。しかしながら、施工準備段階における舗装表面の洗浄作業中に既存のウレタン層の浮きや剥がれ等が確認されたことから、トップコートによる補修では十分な耐久性が確保できないと判断しましてウレタン舗装による全面打ち替えに変更するものでございます。2点目としまして、トラック走路におきまして公認基準を超えるへこみが7カ所、合計350平方メートル確認されておりまして、当初設計では当該箇所をアスファルト舗装から打ち替える工法を採用していましたが、現場状況と総合的な観点からウレタン材によるかさ上げ工法に変更するものでございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第13 議案第89号 児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について**

○議長（首藤佳隆） 日程第13、議案第89号児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第89号児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について説明を申し上げます。

令和7年9月10日に公布されました児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令におきまして、虐待を受けた児童等への対応の強化を図るため、職員による虐待に関する通報義務等が児童福祉法上に規定されるとともに保育人材の確保等に関する体制整備のため、国家戦略特別区域に限り認められていた地域限定保育士制度が一般制度化されたこと、及び令和7年9月16日に交付されました児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令におきまして、乳幼児健康診査が行われた場合の保育所等における利用乳幼児の健康診断の代替について改正されたことなどに伴いまして関係条例の整備を行うものであります。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（首藤佳隆） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 議案第89号児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

当条例は4条例の改正を条立てにしております。関係する内閣府令は2つございます。

まず、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の関係であります。

第1条の太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正中の第12条、第2条の太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正中の第25条、第3条の太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正中の第12条、そして第4条の太子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正中の第13条について、児童福祉法からの引用条文について整備を行っております。また、地域限定保育士制度について将来的な可能性を考慮し、また保育人材確保の観点から、第1条中の第23条第2項、第29条第1項、第31条第1項、第44条第1項及び第47条第1項、第3条中の第10条第3項第1号、第4条中の第22条第1項に規定しております保育士について、地域限定保育士を含むよう改正するものであります。

次に、児童福祉施設の整備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の関係であります。

第1条の太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正中の利用乳幼児の健康診断について規定しております第17条第2項を内閣府令どおりとし、家庭的保育事業における子供の健康管理の円滑な実施のために改正するものであります。

施行日は公布の日とし、内閣府令の施行日であります令和7年10月1日から適用することとし

ております。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は12月1日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

（散会 午前11時12分）